

【2017年12月6日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第87-1号 ■

▽▼ 労働行政分野の支援や制度に関するアンケートにご協力ください ▲△

厚生労働省では、事業主の皆さまが労働行政分野の支援や制度をどの程度ご存じかをお伺いするオンラインアンケートを実施しています。（実施期間：平成30年2月末まで）

簡単なアンケート（15問）で、上期（7～9月）にご協力いただいた方も、再度ご回答いただけます。

結果は今後の施策検討の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

【アンケートはこちら】

<http://mhlw.vgresearch.jp/refm/>

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2回に分けてお送りします。

目次

【トピックス】

1. 労働基準法関連の電子申請の手続を簡素化！利用しやすくなりました
 2. 広報誌『厚生労働』12月号発売中！ ～特集は「ニッポンの未来像がここにある『労働経済の分析』を読み解く」～
 3. 事業主の皆さま、従業員の方が iDeCo に加入する際に事務手続きが必要です
 4. 神奈川・埼玉に無料で利用できるサテライトオフィスを開設
～現在、利用企業を募集中～
-

【トピックス1】労働基準法関連の電子申請の手続を簡素化！利用しやすくなりました

「電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」）」では、労働基準法の届出等（時間外労働・休日労働に関する協定届、就業規則（変更）の届出等）を、オンラインで24時間365日いつでも受け付けています。

平成29年12月1日から、この手続に必要な手間や時間の負担を軽くするため、労働基準法の届出等について電子申請の手続を簡素化したので、お知らせします。

その他、具体的な内容は以下のとおりです。

- 1 社労士等が提出代行を行う際の、使用者の電子署名及び電子証明書の省略
これまで、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」といいます。）が使用者から委託を受けて電子申請を代行する場合、使用者の電子署名と電子証明書が必要でした。社労士等が届出等の提出を代行することを証明した契約書等を提出することで、使用者の電子署名及び電子証明書を省略できるようになりました。
- 2 公的個人認証サービスによる電子証明書の利用
電子申請の際、使用者の公的個人認証サービス（マイナンバーカード等）による電子証明書の利用できるようになりました。
- 3 利用可能な認証局の増加
これまでも利用可能だった各認証局発行の電子証明書について、使用者が証明すべき事項を「氏名」のみとしたため、利用可能な認証局数が増加しました。

【トピックス2】 広報誌『厚生労働』12月号発売中！ ～特集は「ニッポンの未来像がここにある『労働経済の分析』を読み解く」～

毎月1日発行の広報誌『厚生労働』は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

12月号の特集は、「ニッポンの未来像がここにある『労働経済の分析』を読み解く」と題し、今年9月に公表された「労働経済の分析（労働経済白書）」の要点をご紹介します。

このほか、連載記事の「キャリア形成への道」では、「グッドキャリア企業ア

ワード 2016」のイノベーション賞を受賞した「特定非営利活動法人ぬくもり」の取組を取材しています。

また、イクメン・イクボスを表彰するイクメン推進シンポジウムの様子や、無期転換ルールのお知らせに関するニュースなど、人事労務をご担当される方にご覧いただきたい情報も掲載しています。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html

【トピックス 3】事業主の皆さま、従業員の方が iDeCo に加入する際に事務手続きが必要ですよ

税制メリットがある個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」は、基本的に 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が任意で加入できる年金制度です。

従業員の方が iDeCo に加入する際、事業主の方は、以下の事務手続きが必要となります。

- (1) iDeCo の加入者となる従業員（2号被保険者）を使用する事業所は、国民年金基金連合会（以下、国基連）に事業所登録をする必要があります。
- (2) 加入を希望する従業員から提出される「事業主証明書」に必要事項を記入する必要があります。
- (3) 年に 1 回、国基連が加入申出時に得た情報をもとに、加入者の勤務先に資格の有無の確認を行います。その際、事業主の証明が必要です。
- (4) 加入者が事業主払込を希望する場合、事業主から国基連に掛金を納付する必要があります。
- (5) 所得控除がありますので、加入者が個人払込を選択した場合は年末調整が必要です。

事業主の皆さまにおかれましては、従業員の方が速やかに iDeCo に加入できるよう、ご協力をお願いします。

また、手続きについてご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

国民年金基金連合会コールセンター

[電話] 0570 (003) 105

[受付時間] 平日 (月～金) 9:00～17:00

【詳細はこちら】

iDeCoの仕組みや、よくあるご質問などを掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/anna-i-jigyounushi_8.pdf

**【トピックス4】 神奈川・埼玉に無料で利用できるサテライトオフィスを開設
～現在、利用企業を募集中～**

厚生労働省では、8月から、「テレワーク」を行うときに無料で利用できる「サテライトオフィス」を、神奈川県内・埼玉県内に合計4か所、設置しています。現在、サテライトオフィスを利用する企業、利用してテレワークを実施する方を募集しています。

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークを行う場所としてサテライトオフィスを活用することで、通勤に伴う時間や身体的・精神的負担が軽減されたり、子育て・介護などに充てる時間を充実できたりします。

今回用意したサテライトオフィスは、無料で利用いただけます。利用について、ご興味ご関心のある方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

【サテライトオフィス設置場所】 * 営業時間は全て平日 8:30～17:00

1. サテライトオフィス草加松原 (獨協大学前駅徒歩2分)

住所: 埼玉県草加市栄町3-4-3 東武松原ビル2 3階

2. サテライトオフィスふじみ野ナーレ (ふじみ野駅直結)

住所: 埼玉県富士見市ふじみ野東1-1-1 ふじみ野ナーレ4階

3. サテライトオフィス横浜 (横浜駅徒歩10分)

住所：神奈川県横浜市西区北幸2-10-27 東武立野ビル6階

4. 川崎駅近サテライトオフィス（JR川崎駅徒歩10分）

住所：川崎市川崎区本町1-3-15 本町サミットビル203号

【お問い合わせ先】

1～3 東武ビジネスソリューション株式会社（委託先） 担当 阿部・三宅

電話 03(3624)3820

Email satellite@tsol.co.jp

Web ページ <http://www.tsol.co.jp>

4 ランゲート株式会社（委託先）

電話 044(742)7712

Web ページ <http://www.langate.co.jp/>

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplus.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplus.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応していません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-